

損害保険の大衆化と積立保険

—積立保険がもたらした損害保険経営の質的転換—

山梨大学 長谷川 直哉

積立保険とは、わが国損害保険業界が開発した金融商品としての特徴を持つ保険商品である。火災保険の長期契約では、金利分を勘案した長期係数が導入され、一定の貯蓄機能を伴う損害保険商品が既に存在しているが、積立保険の開発経緯は、1963（昭和38）年に行われた保険審議会答申に由来している。

損害保険会社は、銀行などに比べ金融機関としての機能は限界的であったが、金融機関の業際間の垣根が低下するなかで、損害保険会社は、損害保険を軸として、金融サービスの拡充、損害保険の付加価値を高める各種サービス提供を指向してきた。そうした状況のもとで、積立保険は補償・貯蓄機能が一体化し、さらに各種サービス機能を付加できるため、総合金融機関化を指向する損害保険会社の中核商品としての重要性が拡大したのであった。つまり、損害保険会社にとって積立保険は、金融分野への事業領域の拡大という面において極めて大きな役割を果たしたのであった。

わが国における損害保険の歴史は、1866（慶応2）年、福沢諭吉が『西洋事情』で火災請負および海上請負について言及した時に始まる。福沢は慶応義塾においても西洋の請合制度として、欧米の保険制度についての講義を行っている。それ以来、わが国の損害保険業界はほとんどの保険商品の考え方を輸入してきたわけであるが、積立保険だけはわが国のオリジナルであった。

モータリゼーションを契機に始まった、わが国損害保険の大衆化は自動車保険を中核商品として急速に進展した。モータリゼーションは、一方で交通事故による被害者も増大させた。交通事故の被害に対する補償機能を持った傷害保険や交通傷害保険から新たに人保険のマーケットが生まれ、人保険と積立型保険が結びつくことによって、積立保険マーケットが大きく広がったのである。

これまで、わが国の損害保険の大衆化路線は、自動車保険によって行われたとする考え方が一般的であった。本稿では、この考え方を一步推し進めて、自動車保険によって開始連れた損害保険の大衆化は、積立保険のなかでも、交通傷害保険をベースとする積立保険によって定着したことを指摘したいと考える。

すなわち、モータリゼーションは、自動車保険および積立保険（特に積立交通傷害保険）を生み出し、この両商品がモノ保険からヒト保険へ、掛捨て保険から積立保険へという、わが国損害保険の大衆化の歴史において中心的役割を担ったのである。